

福防協規程第 13 号

公益社団法人福井県防犯協会定款第52条の規定に基づき、公益社団法人福井県防犯協会の防犯モデル一戸建て住宅認定制度事業規程を次のとおり定める。

平成23年8月1日

公益社団法人 福井県防犯協会
理事長 大坂 辰一

公益社団法人福井県防犯協会の防犯モデル一戸建て住宅認定制度事業規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防犯モデル一戸建て住宅

第1節 防犯モデル一戸建て住宅の審査（第3条 - 第5条）

第2節 防犯モデル一戸建て住宅の認定（第6条・第7条）

第3節 認定の取消し（第8条・第9条）

第4節 認定の消滅（第10条）

第3章 雑則（第11条 - 第13条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福井県防犯協会（以下「防犯協会」という。）定款第4条第1号、第2号及び第5号により、防犯モデル一戸建て住宅についての調査研究、審査及び認定を行い、一戸建て住宅における防犯環境を整備し、県民の防犯思想の普及と犯罪の予防に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建て住宅 構造、設備ともに独立した一棟の建物からなる一戸の住宅をいう。
- (2) 防犯モデル一戸建て住宅 犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する一戸建て住宅をいう。
- (3) 被認定物件 防犯モデル一戸建て住宅の認定を受けた物件をいう。

第2章 防犯モデル一戸建て住宅

第1節 防犯モデル一戸建て住宅の審査

（審査の申請）

第3条 防犯モデル一戸建て住宅の審査は、福井県内に建築、建築予定又は既築の一戸建て住宅で審査・認定申請のあった物件について行う。

2 審査を受けようとする者は、防犯モデル一戸建て住宅審査・認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる必要書類及び審査手数料を添えて防犯協会に申請するものとする。

- (1) 防犯モデル一戸建て住宅審査基準確認書（様式第2号）
- (2) 審査物件見取図
- (3) 審査物件の所在地及び周辺環境が分かる周辺図
- (4) その他参考となる資料

3 防犯協会は、審査・認定の申請があった一戸建て住宅で、防犯対策の未整備その他審査対象として明らかに適格性を欠くと認められる物件については、申請を受理しないものとする。

4 第2項の審査手数料は、別表1に定めるとおりとする。

（審査会による審査）

第4条 防犯モデル一戸建て住宅認定制度事業の認定の適否の決定は、専務理事及び事務局次長からなる審査会がこれを行う。

2 審査を行うにあたっては、別表2に定める「防犯モデル一戸建て住宅審査基準」に基づき、別途指定する審査機関に書面審査を行わせ、その適否について審査会が意見を聴取するものとする。

（審査結果）

第5条 審査結果は、防犯モデル一戸建て住宅審査結果通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

第2節 防犯モデル一戸建て住宅の認定

（認定）

第6条 審査の結果、認定に該当すると認める一戸建て住宅については、申請者から認定手数料が納付された後、防犯モデル一戸建て住宅認定簿（様式第4号）に登録するとともに、防犯モデル一戸建て住宅認定証（様式第5号）及び防犯モデル一戸建て住宅であることを示す認定ステッカー（別図第1）を申請者に交付する。

2 第1項の認定手数料は、別表1に定めるとおりとする。

（認定証の再発行）

第7条 認定証の再発行を受けようとする者は、防犯モデル一戸建て住宅認定証再発行申請書（様式第6号）に、再発行手数料を添えて防犯協会に申請するものとする。

2 第1項の再発行手数料は、別表1に定めるとおりとする。

第3節 認定の取消し

（認定の取消し）

第8条 防犯モデル一戸建て住宅認定後、審査機関が行う完成した被認定物件に対する現地確

認の際に、認定の審査基準を満たさないときは、防犯モデル戸建て住宅の認定を取り消すものとする。

(認定取消しの通知)

第9条 前条の規定により認定を取り消したときは、被認定物件所有者に対し、防犯モデル戸建て住宅認定取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、通知を受けた被認定物件所有者は、交付を受けた福井県防犯モデル戸建て住宅認定証及び認定ステッカーを返納しなければならない。

第4節 認定の消滅

第10条 被認定物件が、火災・震災等により焼失又は倒壊したとき、その認定は自動的に消滅するものとする。

第3章 雑則

(守秘義務)

第11条 防犯モデル戸建て住宅の審査・認定に関与した者は、審査上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を離れた後も同様とする。

(備付簿冊)

第12条 防犯協会に次の各号に掲げる簿冊を備えるものとする。

- (1) 防犯モデル戸建て住宅認定簿
- (2) 防犯モデル戸建て住宅審査・認定申請書綴り
- (3) 防犯モデル戸建て審査結果通知書（控）綴り
- (4) 防犯モデル戸建て住宅認定証再発行申請書綴り
- (5) 防犯モデル戸建て住宅認定取消通知書（控）綴り

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

別表1（第3条、第6条、第7条関係）

審査手数料	認定手数料	再発行手数料
4,000円	6,000円	500円

別表2（第4条関係）

防犯モデル戸建て住宅審査基準

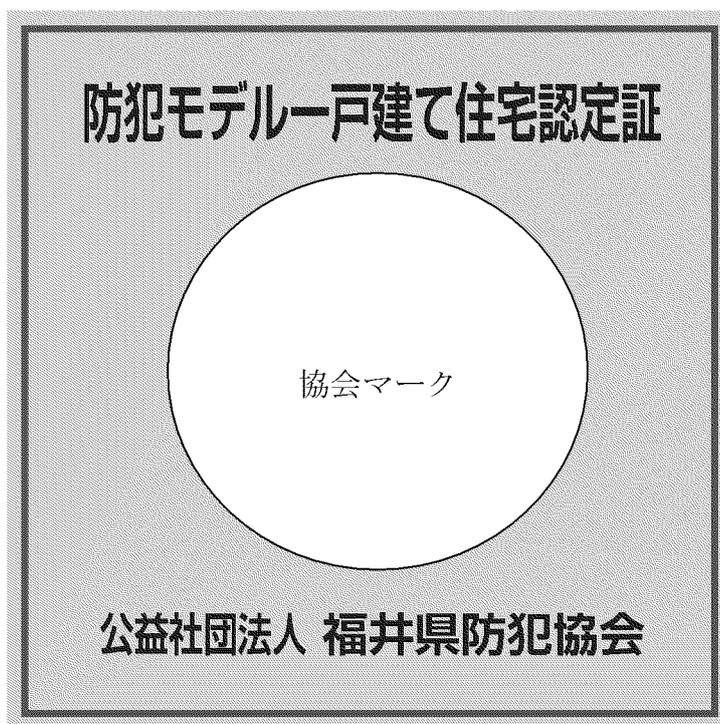
部位	項目	No.	審査基準
玄関	扉	1	こじ開け防止に有効な措置（ガードプレートなど）が講じられていること。 ※ 引き戸の場合は、防犯建物部品（CP認定部品）であること。
		2	扉又は扉周辺に郵便受けを設置する場合は、容易に破壊され、受け口から手を差し込まれたり、屋内を覗かれない措置が講じられていること。
	ロック	3	ワンドア・ツーロックになっていること。
		4	破壊が困難（面付箱錠、彫込型箱錠）であり、ピッキング等による解錠が困難（ディンプルキー、ウェーブキーなど）な構造であること。
		5	サムターン回し等による解錠を困難にする措置が講じられていること。
	アプローチ	6	カメラ付インターホンが設置されていること。
		7	外灯（センサーライトなど）又は門灯などが設置されていること。
		8	明り窓等に解錠を困難にする措置（防犯フィルム、面格子など）が講じられていること。
【補完措置】			玄関先に番犬を配置している場合は、上記No.2, 6, 7, 8を省略できる。
勝手口	扉	9	こじ開け防止に有効な措置（ガードプレートなど）が講じられていること。 ※ 引き戸の場合は、防犯建物部品（CP認定部品）であること。
		10	扉の構造にガラスが含まれる場合は、解錠を困難にする措置（防犯フィルム、面格子など）が講じられていること。
	ロック	11	ワンドア・ツーロックになっていること。
		12	破壊が困難（面付箱錠、彫込型箱錠）であり、ピッキング等による解錠が困難（ディンプルキー、ウェーブキー等）な構造であること。
		13	サムターン回し等による解錠を困難にする措置が講じられていること。
窓	ガラス	14	<p>接地階にある窓（開口部）については、次のいずれかの解錠が困難な措置が講じられていること。</p> <p>①防犯ガラス、又は防犯フィルム施工ガラスであること。 ※ 防犯ガラスについては、防犯建物部品（CP認定部品）であること。 ※ 防犯フィルムについては、防犯建物部品（CP認定部品）であり、全面貼りであること。</p> <p>②面格子、又は防犯シャッターが設置されていること。</p> <p>③キー付き（ダイヤル式、暗証番号式など）補助錠が設置されていること。</p> <p>（ 《確認対象となる開口部》 有効開口が、 ①400mm×250mmの長方形 ②400mm×300mmの楕円形 ③直径が350mmの円 のいずれかのブロックが通過可能なもの。 ）</p>

CP認定部品とは、【防犯性能の高い建物部品のことです。】

警察庁、国土交通省、経済産業省等が防犯性能の高い建物部品の開発、性能試験を実施し、【防犯性能の高い建物部品】として目録が公表されている。また、統一マーク（CP）が使用されている。

別図第1（第6条関係）

認定ステッカー



※大きさは縦5センチ×横5センチ

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

防犯モデル一戸建て住宅審査・認定申請書

公益社団法人 福井県防犯協会
理 事 長 殿

申請者 印

次のとおり、防犯モデル一戸建て住宅の審査・認定を申請します。

申請者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
申請物件	所 在 地	
	構 造	
	延床面積	
	備 考	
添付書類	<input type="checkbox"/> 防犯モデル一戸建て住宅審査基準確認書 <input type="checkbox"/> 住宅見取り図 <input type="checkbox"/> 物件の所在地及び周辺環境が分かる審査物件周辺図 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料(メーカー・型番の詳細図面 写真等)	
備考		

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

防犯モデル戸建て住宅審査基準確認書

公益社団法人 福井県防犯協会
理事長 殿

申請者 _____ 印

設計者（工事監理者） _____ 印

施工者 _____ 印

「防犯モデル戸建て住宅認定制度」審査基準に適合していることを確認しました。

部 位	項 目	No.	審 査 基 準	メーカー・型番	確認	
玄関	扉	1	こじ開け防止に有効な措置（ガードプレートなど）が講じられていること。 ※ 引き戸の場合は、防犯建物部品（CP認定部品）であること。			
		2	扉又は扉周辺に郵便受けを設置する場合は、容易に破壊され、受け口から手を差し込まれたり、屋内を覗かれない措置が講じられていること。			
	ロック	3	ワンドア・ツーロックになっていること。			
		4	破壊が困難（面付箱錠、彫込型箱錠）であり、ピッキング等による解錠が困難（ディンプルキー、ウェーブキーなど）な構造であること。			
		5	サムターン回し等による解錠を困難にする措置が講じられていること。			
	アプローチ	6	カメラ付インターホンが設置されていること。			
		7	外灯（センサーライトなど）又は門灯などが設置されていること。			
		8	明り窓等に解錠を困難にする措置（防犯フィルム、面格子など）が講じられていること。			
	【補完措置】 玄関先に番犬を配置している場合は、上記No.2, 6, 7, 8を省略できる。					
	勝手口	扉	9	こじ開け防止に有効な措置（ガードプレートなど）が講じられていること。 ※ 引き戸の場合は、防犯建物部品（CP認定部品）であること。		
10			扉の構造にガラスが含まれる場合は、解錠を困難にする措置（防犯フィルム、面格子など）が講じられていること。			

	ロック	11	ワンドア・ツーロックになっていること。		
		12	破壊が困難（面付箱錠、彫込型箱錠）であり、ピッキング等による解錠が困難（ディンプルキー、ウェーブキー等）な構造であること。		
		13	サムターン回し等による解錠を困難にする措置が講じられていること。		
窓	ガラス	14	<p>接地階にある窓（開口部）については、次のいずれかの解錠が困難な措置が講じられていること。</p> <p>①防犯ガラス、又は防犯フィルム施工ガラスであること。</p> <p>※ 防犯ガラスについては、防犯建物部品（CP認定部品）であること。</p> <p>※ 防犯フィルムについては、防犯建物部品（CP認定部品）であり、全面貼りであること。</p> <p>②面格子、又は防犯シャッターが設置されていること。</p> <p>③キー付き（ダイヤル式、暗証番号式など）補助錠が設置されていること。</p> <p>（ ※確認対象となる開口部※ 有効開口が、 ①400mm×250mmの長方形 ②400mm×300mmの楕円形 ③直径が350mmの円 のいずれかのブロックが通過可能なもの。）</p>		

※ 上表の「メーカー・型番」欄には、各部位に使用する部品等の「メーカー・型番」を記載すること。

※ 上表の「確認」欄には、建設基準に適合する場合には「○」印を記載し、該当部位が計画住宅にない場合は「斜線」を引くこと。

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

防犯モデル戸建て住宅審査結果通知書

申請者氏名 殿

公益社団法人 福井県防犯協会

理事長 ○○ ○○

印

年 月 日付け申請のあった件につきましては、審査の結果、下記の通りとなりましたのでお知らせします。

なお、認定を受けたい場合には、認定手数料を納入願います。

記

審査物件所在地		
審査結果	適	否

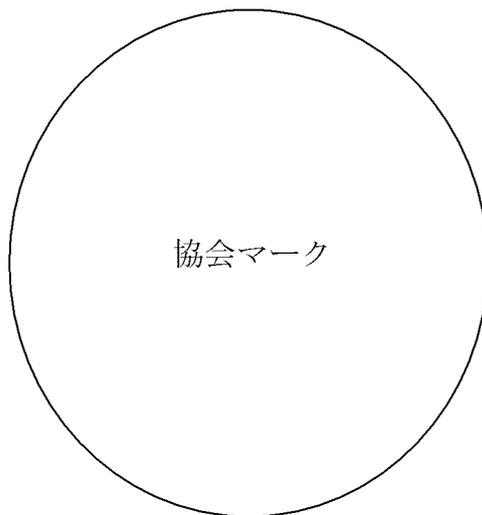
様式第5号（第6条関係）

年 月 日

福井県防犯モデル一戸建て住宅認定証

認定物件所在地（地番）

認定物件構造



公益社団法人 福井県防犯協会

印

公益社団法人福井県防犯協会 No.

年度認定

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

防犯モデル一戸建て住宅認定証再発行申請書

公益社団法人 福井県防犯協会
理 事 長

殿

申請者

印

次のとおり、防犯モデル一戸建て住宅認定証の再発行を申請します。

申請者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
認定物件	所 在 地	
	認 定 年 度	
	認 定 番 号	
再発行申請理由		

様式第7号（第9条関係）

平成 年 月 月

防犯モデル戸建て住宅認定取消通知書

認 定 年 度

認 定 番 号

所 在 地

申 請 者 氏 名

年 月 日付けで認定された、上記の防犯モデル戸建て住宅は、
防犯モデル戸建て住宅認定制度事業規程第8条により、これを取り消します。

なお、認定時に交付された認定証及び認定ステッカーは、速やかに返納して
ください。

公益社団法人 福井県防犯協会

理事長 ○○ ○○

